

桜を見る会の実態解明を求める意見書

多額の税金が使われている安倍晋三首相主催の「桜を見る会」に、首相の後援会関係者が大量に招待されていると報じられている。「各界で功績、功労のあった方々を幅広く招待している」とのことだが、その招待状をみると「家族・友人・知人」などを含め広く参加でき、その功績、功労の審査が不十分なまま、関係者を首相事務所への申し込みベースで際限なく招いた疑いが持たれ、税金で首相自らの後援会関係者をもてなした疑惑が浮上している。

従来1万人前後だった会の参加者は安倍政権下で増え続け、今年は1万8200人。18年には予算の3倍、5229万円が支出され問題になっている。

報道によれば、首相の地元・山口県の複数の後援会関係者は「桜を見る会に山口県から数百人規模で参加している」「恒例の後援会旅行で、その目玉行事が桜を見る会だった」と証言。招待者の人選は下関の安倍事務所が行い、飛行機やホテル、バスも事務所が手配するなど、詳しい経緯も判明した。今年1月に閣議で配布された「桜を見る会『開催要領』」と題する文書では、「招待範囲」となっているのは「皇族、元皇族」「各国大公使等」「その他各界の代表者等」など11項目が列挙されているが、この「等」が拡大解釈された疑いがある。

さらに、桜を見る会の前日に開いた夕食会費用について、安倍事務所が参加者から1人5千円を集め、ホテル名義の領収書が発行されたと首相は説明した。一方、報道では、ニューオータニでの会食は1人1万円以上とある。もし、5千円では足りずに差額を事務所側が負担していれば、公選法が禁じる選挙区内での寄付行為に当たる可能性もある。また、これらの支出は政治資金収支報告書に記載する必要があり、政治資金規正法違反の疑いもある。

また、今年4月13日に開催された「桜を見る会」の招待者名簿を、内閣府が5月9日に廃棄したと説明している。議員が資料要求をした当日のことだった。公金を使用する招待である以上、公文書管理法に従って適切に管理することが必要である。

以上述べてきたように、本件については、実態解明と問題の是正が必要である。具体的には、①桜を見る会の招待者範囲の適正化、②不適切な招待は無かったかの検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うが求められている。

以上について、適切な措置をとられるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官